

取調べの録音・録画装置の更新整備

現状把握・課題

〔現状〕

取調べの録音・録画義務

- 刑事訴訟法上、逮捕・勾留されている被疑者について、裁判員裁判対象事件等に関する弁解録取・取調べを行う場合、その全過程を録音・録画することが義務付けられている
- 正当な理由なく、その一部でも録音・録画することができなければ、刑事訴訟法上の義務違反となるほか、当該取調べにおいて作成された供述調書の任意性が公判で争われた場合、その供述調書が証拠として採用されないこととなり、公判における犯罪の立証に多大な悪影響を及ぼす

取調べの録音・録画の実施状況



録音・録画装置の整備状況

- 警察では、これまで、
 - ・ 取調べを行うこととなる警察施設（約1,200カ所）に、少なくとも設置型・可搬型を各1式ずつ整備
 - ・ その上で、犯罪の発生状況等を踏まえて、必要な式数を追加で整備という基本的な考え方に沿って整備を進めてきたところ
- 令和元年度までに、必要数（約4,000台）の整備を完了
- 録音・録画装置の耐用年数は、7年

〔課題設定〕

取調べの録音・録画制度を引き続き適切に運用していくため、現在の整備総数を維持しつつ、耐用年数(7年)を超えたものから、適切に減耗更新する必要がある

インプット

(予算) 令和4年度：203,184千円（一般行政費補助金）

アクティビティ

都道府県警察への補助金交付

録音・録画装置を更新整備しようとする都道府県警察に対し、その調達に要する経費の一部を補助（標準的な所要額の10分の5）する

アウトプット

都道府県警察において更新整備

- 都道府県警察において、耐用年数（7年）を超えたものから順次録音・録画装置を更新整備する
- 令和3年度の執行状況：73,204千円（予算：99,514千円 執行率73%）

アウトカム

機器不足による不実施事案の防止

録音・録画装置を必要かつ十分に整備することにより、機器不足による録音・録画の不実施をなくす

H29	H30	R元	R2
14	5	0	0

機器不足による取調べの録音・録画の不実施件数（H29～R2）
※令和元年度までに、必要数（約4,000台）の整備を完了

インパクト

- 取調べの録音・録画制度を適切に運用
- 的確かつ適正な捜査を推進し、安全・安心な社会を実現